

第2次貝塚市障害者計画・第2期貝塚市障害福祉計画（案）

に対するパブリックコメント結果

実施期間：平成21年2月2日～平成21年2月27日まで

資料閲覧方法：健康福祉部障害福祉課にて閲覧

市ホームページへの掲載

意見提出方法：郵送、FAX、電子メール又は直接持参

提出者数・件数：1名・4件

意見	意見の概要	市の考え方	計画該当箇所
1	<ul style="list-style-type: none"> 立派な計画をつくっていただき、ありがとうございます。障害者に関わる一員として感謝いたします。この計画を画餅に終わらせず、ぜひ実現していただきたくお願いいたします。 	<ul style="list-style-type: none"> 両計画で掲げた内容については、市としても最善の努力を尽くしてまいります。 計画を進めるにあたっては、市民やサービス事業者の皆様との協働・連携が不可欠であると考えていますので、今後ともご指導、ご協力をいただきますようお願いいたします。 	—
2	<p>短期入所（知的）の目標値を上げてください</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年～23年と漸増していますが、平成18年～20年の伸び率に比べて低い。 短期入所は集団生活訓練や緊急時の一時利用など、いろんな意味で需要があります。 当方でも定期的に利用させてもらっていますが（3か月に1日）、まとまった利用（1週間）は困難です。目標値をもっと上げてください。 	<ul style="list-style-type: none"> 短期入所については、アンケートやヒアリングなどにおいても市民の皆様から声を寄せていただいております。市としても十分にその拡充の必要性を認識しています。 今後とも計画案に記載したとおり利用者が必要なときに利用できるよう、サービス事業所との調整を通じて受け入れ体制の充実を図っていきます。 サービス見込み量については平成18年度から平成20年度までの利用実績に基づくとともに、事業所の参入意向、地域へ移行する人、新たに利用が見込まれる人などの要素を加味して推計しています。1人あたりの利用時間を制限するものではなく、サービス提供量の目安を示すものとお考えください。 	100ページ

意見	意見の概要	市の考え方	計画該当箇所
3	<p>一般就労への数値目標を上げてください</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉施設から一般就労への移行については、平成23年度までの年間目標が4人となっています。平成18、19年度は計7人で、実績の平均値がそのまま目標値になっているのは、何も努力しないのかとも受け取られかねません。 そもそも障害者自立支援法の理念は、障害があっても地域社会で自立して生活できるよう支援していくことにあるはずで、就労目標値を倍増し年間8人にしてください。市役所及びその関連事業所でご努力いただければ達成は容易であると考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設から一般就労への移行については、策定段階での状況として記載した平成17年度の実績がなかったため、障害者施策推進協議会での検討の結果、4人と目標設定をした経緯があります。 計画素案では平成18年度に5人、19年度に2人と移行実績を記載していましたが、その後市で確認したところ19年度については7人の移行実績となっていることがわかりました。 国による障害福祉計画の策定に向けた指針では、基本的に第1期計画で掲げた目標を変えないという考え方が示されており、計画素案では目標値を4名としていましたが上記の実績とともに社会経済情勢が急変した現状などを勘案し、目標値を6名と改めることにします。 	88ページ
4	<p>日中活動系サービスについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 日中活動系サービスは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等の新法体系と、旧法下の施設支援（作業所）となっており、平成23年度にはすべて新法体系に移行するものと理解しております。このすべての利用者数を合算したものが日中活動系サービス利用者数になるはずで、 知的障害者に限って平成18年度から23年度までの合算した数値の推移をみると、平成20年度までの実績値に比して、平成21、22年度は伸びが鈍化しているのが気になります。また、平成23年度で減少しているのは如何なものでしょうか。これでいくと月約千人日人、実働20日/月として約50人が行き場を失うこととなります。この計画は3年間のものでそう長期でもないのに、しっかりと計画にしていきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘のとおり知的障害者については新法施設と旧法施設支援を合わせた延べ利用日数が減少していますが、実利用者数は平成21年度175人、22年度185人、23年度188人と増加するものと見込んでいます。 延べ利用日数が減少する要因は、旧法施設における1人・月平均利用日数が22日であるのに対し、新法施設の利用実績が15日前後と少ないことによるもので、今回は利用実績より多めの20日で仮定していますが、新法施設への移行が進むことにより結果として延べ利用日数が減少することとなったものです。 障害福祉計画部分（第5章）では3年間の計画として、現実的に考えられる見込み量として、利用実績と事業者の動向等をふまえて推計を行いました。前述のとおり、サービス提供量の目安を示すもので、1人あたりの利用時間を制限するものではありませんので、よろしくご理解ください。 	100～101ページ

意見に伴う計画の修正点

- 88 ページにおける③福祉施設から一般就労への移行における平成 23 年度の年間一般就労移行者数の数値目標を4人から6人に修正した。